

登録及び変更等に必要書類（浄化槽保守点検業者）

1. 登録及び更新の場合（正本1部、副本1部の計2部を提出のこと）

更新の場合、満了の日から起算して30日前までに申請をしてください。

必要書類名	備考
浄化槽保守点検業者登録申請書 (第1号様式その1)	<ul style="list-style-type: none"> 更新の場合、登録番号において第～号の前に「越谷市長」を入れてください。 役員が多く記載しきれない場合は、枚数を適宜増やしてください。
浄化槽保守点検業者登録申請書 (第1号様式その2)	管理士が多く記載しきれない場合は、枚数を適宜増やしてください。
誓約書（第2号様式） ※法人用、個人用ご注意ください	法人の場合、誓約文の後に役員の役名・氏名を記入してください。
器具明細書（第3号様式）	水温計の方式はアルコール、水銀等を記載してください。
浄化槽清掃業者名簿（第4号様式）	
浄化槽保守点検業務従事者名簿（第5号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 管理士は随時者に含まれません。 従事者がいない場合、なしと記載してください。
浄化槽管理士免状の写し	縮小コピーでも可。
営業所の案内図	
器具写真	第3号様式に記載した個数分を撮影してください。
履歴事項全部証明書（法人の場合）	証明日から3ヶ月以内のもの。
住民票の写し（個人の場合）	証明日から3ヶ月以内のもの。
保守点検カード	<ul style="list-style-type: none"> 処理方式別のもの 現在、使用していないカードも添付してください。
越谷市浄化槽保守点検業登録票の写真 (更新の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 登録票の記載がわかるように撮影してください。 掲示してある状態を撮影してください。
条例第10条の2に規定する浄化槽管理士に対する研修を修了したことを証する書類の写し	越谷市浄化槽保守点検業者登録条例の令和2年4月1日改正によるもの

※副本の添付書類について、登記簿謄本の写し等はコピーで代用していただいても結構です。

2. 変更の場合（正本1部、副本1部の計2部を提出のこと）

浄化槽保守点検業者変更届出書（第7号様式）と以下の書類が必要となります。

変更の日から30日以内に届出をしてください。

変更の内容	添付書類
氏名又は住所の変更（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称）	法人の場合：登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書） 個人の場合：住民票の写し
代表者の氏名の変更	法人の場合： <ul style="list-style-type: none"> • 登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書） • 誓約書（変更届出書添付用）（第8号様式） ※新たに役員となる場合 個人の場合： <ul style="list-style-type: none"> • 住民の票の写し • 誓約書（変更届出書添付用）（第8号様式）
営業所の名称又は変更	<ul style="list-style-type: none"> • 営業所の案内図 • 登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書） ※法人において営業所が登記事項証明書に記載がある場合
新たに営業所を設置した場合	<ul style="list-style-type: none"> • 浄化槽管理士一覧（第1号様式）その2 • 浄化槽保守点検業務随時者名簿（第5様式） • 器具明細書（第3号様式） • 器具の写真（記載した個数分） • 浄化槽清掃業者名簿（第4号様式） • 営業所の案内図
役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書） • 誓約書（変更届出書添付用）（第8号様式） ※新たに役員となった者がいる場合 <ul style="list-style-type: none"> • 役員の新旧対照表（参考様式）
浄化槽管理士に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> • 浄化槽管理士免状の写し ※新たに新任した者がいる場合 <ul style="list-style-type: none"> • 浄化槽管理士一覧（第1号様式）その2

※副本の添付書類について、登記簿謄本の写し等はコピーで代用していただいても結構です。

3. 廃業の場合（正本1部、副本1部の計2部を提出のこと）

次のような事由が発生した場合、浄化槽保守点検業者廃業等届出書の提出が必要となります。

30日以内に届出をお願いします。

発生事由	届出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽保守点検業を廃止した場合	浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員